

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

「定住等」とは農山漁村における定住及び都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいうこと、「地域間交流」とは都市の住民の農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流をいうことその他この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

（第二条関係）

第三 地域

この法律による措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- 一 農林地が当該地域内の土地の相当部分を占めていることその他当該地域の土地利用の状況、農林漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な事業である地域であること。

二 当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認められること。

三 既に市街地を形成している区域以外の地域であること。

（第三条関係）

第四 基本方針

一 農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本方針においては、定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項、定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項、定住等及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的事項、第五の一に規定する活性化計画の作成に関する基本的事項等を定めるものとする。

（第四条関係）

第五 活性化計画の作成等

一 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、その区域内の地域であって第三に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性

化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成することができるものとする。

二 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (一) 活性化計画の区域
- (二) 活性化計画の目標
- (三) (二)の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業
 - ロ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
 - ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
 - ニ その他農林水産省令で定める事業
- (四) (三)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項
- (五) (三)及び(四)に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項
- (六) 計画期間
- (七) その他農林水産省令で定める事項

三 二の三及び四に掲げる事項には、必要に応じ、あらかじめ、その同意を得て、定住等及び地域間交流

の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができるとすること。

四 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をその内容に含む活性化計画の案の作成についての提案をすることができるものとすること。

五 活性化計画には、市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（二の三に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は賃借権その他の権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以

下同じ。)に関する事項を記載することができるものとする。

(第五条関係)

第六 交付金の交付等

一 都道府県又は市町村は、交付金を充てて活性化計画に基づく事業等の実施(農林漁業団体等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。)をしようとするときは、当該活性化計画を農林水産大臣に提出しなければならないものとし、国は、都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。

二 交付金を充てて行う事業に要する費用については、土地改良法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

(第六条関係)

第七 所有権移転等促進計画の作成等

一 市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

(第七条第一項関係)

二 所有権移転等促進計画の計画事項その他所有権移転等促進計画の作成に関し所要の規定を整備すること。

(第七条第二項、第四項及び第五項関係)

三 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件その他の一定の要件に該当するものでなければならぬものとする。

(一) 所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、賃借権その他の権利を有する者のすべての同意が得られていること。

(二) 土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められること。

(三) 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。

(四) 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

(第七条第三項関係)

四 市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないもの

とし、当該公告があつたときは、当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は賃借権その他の権利が設定され、若しくは移転するものとする。こと。 （第八条及び第九条関係）

五 四の公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができるものとする。こと。 （第十条関係）

第八 市民農園整備促進法の特例

第五の三により活性化計画にその実施する市民農園の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、市民農園整備促進法第七条第一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係るものであるときは、当該申請に係る記載事項の一部を省略する手続その他の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続によることができるものとする。こと。 （第十一条関係）

第九 国等の援助等

一 国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。こと。

二 農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係農林漁業団体等は、活性化計画の円滑

な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

- 三 一及び二のほか、活性化計画の実施に関し、農地法等による処分についての配慮その他の所要の規定を整備すること。

（第十二条から第十五条まで関係）

第十 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

- 二 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）

- 三 その他この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。